

熊本県手数料条例に規定する手数料の徴収免除について (通達)

平成 12 年 3 月 31 日

熊交規第 784 号

〔沿革〕平成 13 年 7 月熊交規第 1745 号、19 年 4 月第 315 号、20 年 12 月熊警第 1658 号改正

熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号。以下「条例」という。）第 6 条に基づき知事が行う手数料の免除又は納付の猶予を行う事務のうち熊本県公安委員会の所掌に係る事務については、熊本県警察本部長に委任されることとなった。

このため、平成 12 年 4 月 1 日からは熊本県公安委員会の所掌に係る手数料の徴収の免除については、下記のとおり取扱うこととしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

記

第 1 手数料の徴収を免除するもの

- 1 条例第 2 条第 1 項第 401 号及び第 402 号に掲げる手数料のうち、当該手数料の申請に係る道路の使用の許可に関する行為が、次のいずれかに該当するとき
 - (1) 国又は地方公共団体が、行政上の必要により行うもの
 - (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校が、教育目的のために行うもの
 - (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所が、保育目的のために行うもの
 - (4) 日本赤十字社が行う日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）第 27 条に規定する業務
 - (5) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 3 条に規定する許可を受けたガス事業者、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 6 条に規定する認可を受けた水道事業者、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条に規定する許可を受けた電気事業者及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条に規定する許可を受けた電気通信事業者が、公共の利益を目的として停電、断水等の予告等のために行う拡声器による放送
 - (6) 地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条に規定する地方道路公社その他法律に基づき設立された公社が、公共の利益を目的として行う直轄管理の事業
 - (7) 公益社団法人及び公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 1 項に規定する特例社団法人及び特例財団法人を含む。）並びに社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条の規定に基づき設立された社会福祉法人が、公共の利益を目的として行う活動
 - (8) 熊本県共同募金会等が行う公益性の強い全国規模の寄附募金活動
 - (9) 熊本県体育協会、郡又は市町村の体育協会、熊本県高等学校体育連盟、熊本県中学校体育連盟及び熊本県小学校体育連盟が主催する体育振興のためのスポーツ活

動

(10) その他消防活動、災害復旧活動、公共施設の美化活動等の公共の利益を目的とした活動で熊本県警察本部長が手数料の徴収を不相当と認めるもの

2 条例第2条第1項第482号、第483号及び第484号に掲げる手数料のうち、当該手数料の申請又は交付を受ける者が、次のいずれかに該当するとき

(1) 国又は地方公共団体

(2) その他特別の事情がある者として熊本県警察本部長が手数料の徴収を不相当と認めるもの

第2 運用上の留意事項

1 道路の使用の許可に係る手数料の免除の対象となる行為については、公共の利益のみを目的として行うものに限るものとし、営利を目的として行うもの又は宣伝等に附随して行うものには適用しないこと。

2 具体的な運用について疑義が生じた場合は、警察本部交通規制課長を経由して協議すること。